

政治倫理審査に関する特別委員会

日時：令和7年8月29日（金）

決算特別委員会終了後

場所：第3委員会室

1. 政治倫理基準違反の存否について

2. 対象議員への措置について

○多治見市議会議員政治倫理条例抜粋

（議会の職務及び措置）

第11条

5 前項の規定による対象議員に対する措置の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 議長の注意喚起
- （2） 議場における謝罪文の朗読
- （3） 議会の特別委員の辞任勧告
- （4） 議会役職の辞任勧告
- （5） 議員辞職勧告